

義援金・寄附金の受付、配分

義援金：宮城県災害義援金配分委員会が決定した基準に従い算出した金額を市町村に配分し、市町村での配分等を経て被災者に配分している。県の歳入として受納していない。

寄附金：宮城県が行う東日本大震災に伴う災害復旧等対策に係る事業の経費に充てている。予算計上し県の歳入として受納する。

年	月	日	主な県の対応等
H23	3	11	・東日本大震災発生 ①ふるさと納税の申込み多数、県税に関する問合せも殺到
		12	①寄附金、義援金の受入れ決定
		14	①義援金受付窓口を設置、窓口振込にかかる手数料の免除を依頼 ・消防課が寄附金の担当となる
H24	4	13	①第1回宮城県災害義援金配分委員会開催
		18	・災害義援金の配分に係る市町村担当者説明会開催
		20	・市町村に義援金受付団体分(第1次配分)の送金開始 ①義援金についてのQ&A(第1回)を通知
		20	・第2回宮城県災害義援金配分委員会開催
H25	8	5	・市町村に宮城県災害対策本部分(第1次配分)の送金開始
		16	・第2回宮城県災害義援金配分委員会開催
		30	・市町村に宮城県災害対策本部分(第1次配分)の送金開始
		20	・県議会で県税条例の改正条例及び県税減免条例の改正条例を可決
		24	・第3回宮城県災害義援金配分委員会開催
H24	1	19	・第4回宮城県災害義援金配分委員会開催
		24	・東日本大震災復興基金を創設
		24	・市町村に義援金受付団体分(第2次)及び宮城県災害対策本部分(第2次)義援金の送金開始
H25	8	5	・第6回宮城県災害義援金配分委員会開催(第7回H26.2、第8回H27.2、第9回H28.2、第10回H29.10、第11回H30.9、第12回H31.9、第13回H32.9)
		14	・第5回宮城県災害義援金配分委員会開催

震災以降、国内外の多くの方々から寄附が寄せられ、県では復旧・復興事業に活用させていただく「宮城県災害復興寄附金(復興・危機管理総務課)」と震災で親を亡くした子どもたちの支援等に活用させていただく「東日本大震災みやぎ子ども育英募金(教育庁総務課)」を設け、寄附金を受け付けている。また、「ふるさと宮城寄附金(ふるさと納税)(総務課)」についても震災当日から申込みが多数寄せられ、税の特例措置の準備と並行し対応に当たった。被災者に対する生活支援として配分する「義援金」には、義援金受付団体[※]に寄せられるもの、市町村に寄せられるものがある。義援金の配分は、迅速、透明、公平が原則であり、社会福祉課では災害義援金配分委員会で決定した基準に従って算出した金額を市町村に配分している。義援金の受付や配分への意見や苦情が多数寄せられる中、被災者に寄り添うべく被害状況に合わせた設計を順次行い対応に当たった。

[※]義援金受付団体：日本赤十字社、中央共同募金会、本放送協会、NHK厚生文化事業団、内閣府。

何が起こっていたのか

宮城県災害復興寄附金

「寄附する方に不便はかけられない」

平成23年3月11日〜数日間

寄附金は、国から交付された特別交付税等とともに復旧・復興事業の財源として活用されている。寄附金の受付に当たっては、担当部局や受付手順が決まっていなかった中、3月12日から県災害対策本部の消防課の職員が一人ずつ対応を開始した。当初は、寄附金の申出者に対して納付書を送付する通例の仕組みで始めたが、事務が複雑な上、外国からの受付に対応できないことから数日間改善を図った。

消防課職員

「財務会計規則上の手続では、寄附をする方から寄附の申出書をお願い、こちらから申出書の承諾書と一緒に納付書を返送し、寄附をする方が銀行にその納付書を持ち込んで納付することになっていましたが、寄附をする方にそんな不便をかけられないと思いました。(結果的に特例措置として)電子メールなどで申込書を出してもらい、口座に振り込むだけで完了する方法に決まりました」

「立ち上げまでの間も、『なるべく早く寄附をしたい、何をたまたましていいんだ、早く窓口を開けて』というお電話などもありました。なんと1週間以内に開設できました」

民間企業からの協力を得て

平成23年3月11日〜数日間

入金方法の変更後は、国内から日本円で入金される口座、外国から日本円で入金される口座及び外国から外貨で入金される口座をそれぞれ開設し、受付を行った。また、Yahoo! 公金支払いによるクレジットカード払い、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのサービスであるドコモケータイ送金を活用した振込等、寄附者の要望に応え、様々な入金の仕組みを構築した。

消防課職員

「海外に住んでいる日本人の方から届く『寄附をしたいがどうしたらいいのかわからない』という電子メールは件数も多く、対応に追われましたが、必ず翌日には返すようにしていました」

「クレジットカードで振り込む仕組みづくりについて指示があり、当時、税務課でウェブシステムを利用していたYahoo! (ヤフー株式会社)に相談しました。新たに契約を結ぶのは時間がかかることから、税務課の基本契約のオプションという形で始めました。海外からのものは現行使用しているYahoo!の仕組みに外国語版のページを作って対応しました」

「ドコモのdポイントを使って寄附したい」という御提案もあり、ドコモのページでポイントを送付できる仕組みを立ち上げても

様々な形で寄せられる善意

平成23年3月11日〜

多様な寄附への受付対応

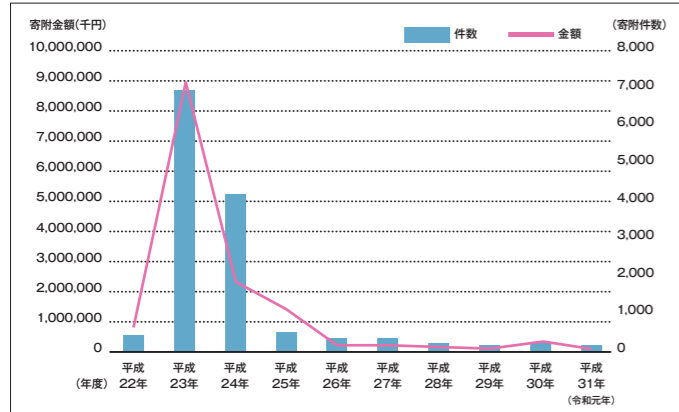
寄附金の受付状況は、3月11日からの1か月間がピークで約975件、約25億円であった。この時期は、対応職員を当初の一人から一時的に5人に増員5月頃からは3人して対応した。

消防課職員

「現金持込みによる寄附の場合、それを確認する作業が大変でした。ペットボトルなどで何かお持ちになる方もいて、職員が入れ代わり立ち代わり検算をして確認しました」

「海外企業の日本法人の役員の方から寄附を

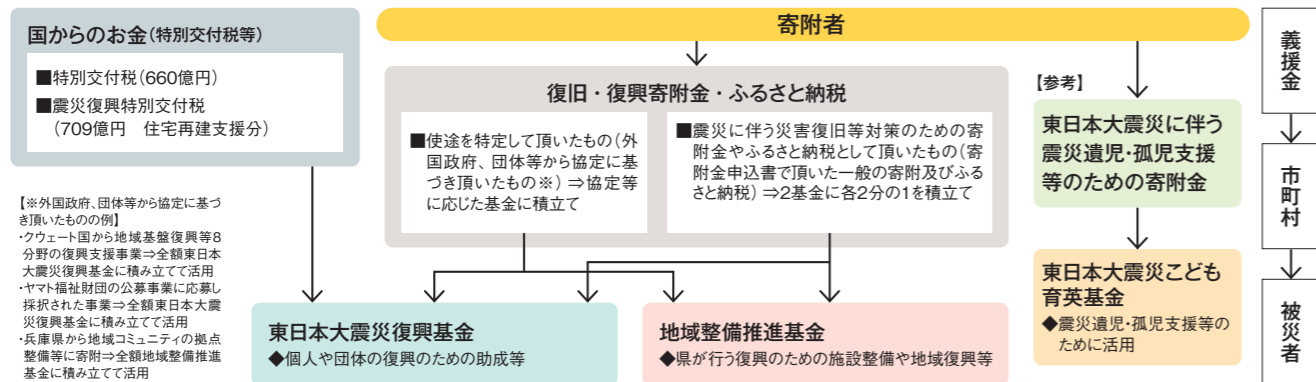
東日本大震災 災害復興寄附金



出典：宮城県復興・危機管理部消防課

各基金への寄附金等の積立について

※具体的には以下のように活用



出典：宮城県ウェブサイト



義援金口座の通帳



南カリフォルニア宮城県人会会長より義援金贈呈の様子

頂き、領収書のような形で感謝申し上げますというのを公文書で出しましたが、『海外のレターヘッド、会社のロゴ、住所、会社名、代表者のサインなどが入ったものを出してほしい』と電話がかかってきました。国際交流課から参考文書をもらい、作成し、お渡ししました。海外の法人はそういうものなんだと感じたことがあります」

「現金を持ってきていただく際に復興の進捗具合が気になるという方もいらっしゃいます。

世界中からあふれる善意

平成23年3月11日～7月6日

東日本大震災みやぎこども育英募金口座の開設

県に寄附の申出を頂く際、震災孤児等を支援したいとの意向も多数寄せられた。そこで、4月27日以降、庁内関係課で寄附受入の在り方を検討し、その結果、震災で親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう支援するための資金等として寄附金を活用するため、7月6日に東日本大震災みやぎこども育英募金口座を開設し、企業・団体・個人等全国からの寄附の募集を開始した。

子育て支援課職員

「義援金とは別の形にする必要があったので、関係課と一から制度を組み立てました」

「震災遺児・孤児がたくさんいるという情報が公になるに従って『そこにピンポイントで支援をしたい』というお話が増えてきて、そ

ふるさと納税

年間2桁の申込みが突如、月200件に

平成23年3月11日～

多数寄せられたふるさと納税への対応

ふるさと納税についても、発災当日から問合せや申込みが多数寄せられ、税務課職員はその対応に追われた。

納付方法は、納付書による納付、専用口座への振込による納付、Yahoo! 公金支払いを利用したクレジットカードによる納付の3種を用意して対応した。

発災直後は寄附金、義援金の口座が立ち上がっておらず、既存の制度であるふるさと納税への申込みが殺到することとなった。

税務課職員

「平成20年4月にふるさと納税の受入れを開始してから、年間2桁の件数しかなかったのですが、震災後は月200件を超えました。ふるさと納税は、税法上の寄附金税制であり、匿名での寄附や金額不明は制度上あり得ませんので、事務処理も多く、すごく大変でした」

「ふるさと納税の手続きは、申込みに対して県からお受けいたしますという返事をして初めてお金のやりとりとなります。電子メールなどで届く寄附の申込みに対するリアクションが遅いと失礼に当たるので、件数は大量でしたが時間が置かずに対応していました」

「事務処理の関係では、もう少し早くできれば良かったと思います。一方、Yahoo!の公金システムを使ったクレジットカード決済を活用した対応は早かったと思います。発災

直後の状況で言うと、最初の1週間で70件くらいの中、半分はクレジットでした」

税の特例措置の準備を抱えながら

平成23年3月11日～

納税データの入力

ふるさと納税は、発災初期に申込みが集中し、3月11日から4月30日までに1000件を超える申込みがあった。

他方税務課では、津波により被災した自動車等の税金に関する問合せ等が殺到し、県税条例の改正及び県税減免条例の改正条例について5月議会に提案するために検討を重ねていた。

税務課職員

「ふるさと納税は、確定申告での税額控除が肝です。そのため納税者と金額を一覧でもち、領収書を紛失した方については、氏名検索で確認できるように、データを全件入力しました」

「4月に900件という寄附の申出があり、その対応がピークを迎えていました。加えて5月の県議会に、県税関係の条例改正案をかけることになっていました。ふるさと納税の地道な処理と、法律を調べ、それをどう言葉にするかという頭を使う作業と、全く種類の違う仕事を同時並行でやっていたのが一番大変でした」

義援金

3月末までに通帳が100冊を突破

平成23年3月11日～3月14日

義援金の受付体制の整備

発災翌日、県として義援金を募集、受け入れることを決定し、ゆうちょ銀行、七十七銀行、及び仙台銀行と口座開設に向けた調整を行った。3月14日には、義援金に関する窓口を社会福祉課に設置し、受付を開始。全国から寄せられた義援金は、3月31日までに11万9848件、55億円を上回った。

社会福祉課職員

「振込手数料を一部無料にすることも含め、銀行との交渉を3月12日、13日に行い、14日には口座開設に至ったことはすごく早いと思います」

「銀行に通帳を受取に行くと、受付1日目終了時点で何十冊となり、受取に1、2時間かかった記憶があります。ものすごい数の方々からの御支援だと感じました」

迅速性を第二に

平成23年3月11日～

義援金配分の決定

4月13日に「第1回宮城県災害義援金配分委員会」を開催し、義援金受付団体に寄せられた義援金と、県災害対策本部に寄せられた義援金の配分について検討し、第1次配分の考え方を決定した。被害の全容や件数が確定しない中であったが迅速性を優先し、配分方針を決定し

「なんとかならないのか」「こうすべきではないか」と感情が高ぶる方もいました」

「申出の際に寄附金と義援金の違いを御説明し、寄附を選択された方から頂いています。また、突然こられた方が『県はがんばっているから、県に寄附をしたい。これでがんばってください』と言われたことに非常に感動しました。寄附者のお名前をお伺いしたところ『名前はいいから』ということで、データ上不詳となっている方も多くいます」

の受け皿として、みやぎこども育英募金の受付を始めました。受付開始から、皆様のあふれる善意がどんどん寄せられました。受付では、こちらからの謝意、税との関係、及び領収書の問題の説明、名前を寄せられない方への対応など様々ありました。また、大きな団体などからは『マスコミと一緒に持ちたい』というお話を頂くこともあり、秘書課と一緒に対応しました。制度設計に当たっては、岩手・福島を担当部署と調整しながら進め、海外からの送金に関しては、手数料の問題などを地元の銀行に相談しながら決めていきました。最終的に基金という形で10月に条例化し、実際の給付に係る詳細を固めながら平成24年度からの給付に向けて準備を整えていきました」

なければならなかった。

社会福祉課職員

「1回目のときに、知事から『とにかく迅速性が大事だから、まずはシンプルにやってみよう。2回目以降は工夫しながらいいから』との指示がありました」

「義援金の受付は、発災から夏頃まで24時間体制で対応し、海外からも電話がきました。配分委員会を4月13日に行うに当たって、1回目の分は、日赤にフレームを決めてもらいました。市町村が被災者に配分しなければならぬので、4月13日以降に説明会を行い、大まかな基準を示しました。既存の制度がなかったのが、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、宮城県北部連続地震など過去の基準も取り入れて設計しました。家を持っている人あるいは借りている人はどうするのかなど、大まかな対象者の選定基準を作り、細かいところは、配分しながら出てきた事例に合わせて適宜バージョンアップしていきました」

「原資が足りなくなるのでは、といつも気にしていました。基準を決めても、義援金の受入れがなければバンクするわけです。対象者がどのくらいになるのか読めない状況だったので、そのときは精神的な負担が大きかったです」

「余震がある度、ドキドキしていました。特に4月7日の余震で全壊判定が増えましたので、災害対策本部のウェブサイトで住家被害件数を確認しました」

「班に四つ電話があつて、朝から晩まで鳴りっぱなしです。それが半年くらいずっと続き

被災者の声を最優先に

平成23年5月16日～

地域の実情を踏まえた配分基準の検討

4月に入り、義援金受付団体に寄せられた義援金が宮城県に送金された。迅速に配分を行う必要があったことから、義援金受付団体により組織される「義援金配分合決定委員会」が示した基準で配分を実施。一方、宮城県に直接寄せられた義援金については、決定委員会が示した基準以外で震災孤児や母子父子世帯、高齢者障害者施設入所者を対象に加えるとともに、住家の被害をより細かい区分(大規模半壊等)で金額設定する等、県内の被害状況に合わせた配分基準を設定し、配分を実施した。

社会福祉課職員

「兵庫県に電話をして、阪神・淡路大震災当時の要綱を頂いて、それをベースに作成しました。津波被害で亡くなった方をどう定義付けをするべきか、母子家庭とか細かい定義をどうするかというのを最初に考えました。その上で、その定義に合わないものを補足する形でQ&Aを作りました」

市町村の受付・配分体制

市町村は義援金受付団体や県が受け付けた義援金の配分を受け、災害義援金配分委員会が決定した配分の方針に従い、被災者に支給する事務のほか、市町村に寄せられた義援金を受け付け、県から配分を受けた義援金に加算し支給す

「市町村窓口の負担を減らすためにQ&Aを作りました。様々な質問を想定し、被災者に納得いただける受け答えを検討して作成しました」

「Q&A集は、引継ぎの度に更新して、一つの成果として残っていると思います。これが肝なのです」

「被災者の方の声を一番に反映させるために何度も議論を重ね、岩手・福島の義援金担当とも常に情報交換をしました。配分基準はそれぞれ異なります。宮城は細かく決めており、独自性をかなり出すことができました」

「ある市から『今の基準では、とても住民に説明できないので配分基準を見直してほしい』という相談があり、配分を変えました。一つの市のために基準を変えるのはどうなのかという疑問もあり、ある町からは『なぜ変えたのか』という声も出しました。最大公約数をどうとるのかという部分で制度設計には苦労しました」

「項目を追加し、きめ細かい配分ができた一方、対象者が細分化されるため、市町村にとってはその判別が手間になったと思います。その分、実際に被災者にお渡しするまで時間を要したケースもありました。しかし、結果を見れば、被災者のニーズに応じて配分できた点は良かったと思います」

ふるさと納税の実績

年度	件数	金額(万円)
平成22年	228	1,190
平成23年	2,393	16,414
平成24年	450	3,478
平成25年	393	4,663
平成26年	716	4,065
平成27年	779	5,282
平成28年	404	1,985
平成29年	259	1,794
平成30年	200	1,235
令和元年	2,107	4,976
令和2年	972	4,667

出典：宮城県総務部税務課

県では、ふるさと納税の利便性を高めるため、令和元年9月2日より株式会社トラストバンクが企画・運営するふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」からクレジットカード決済で寄付ができるようにしている。

「ふるさと納税サイト」による
寄付受付を開始

ふるさと納税
県では、寄せられた寄附金等の活用状況について、県ウェブサイトで報告している。

活用状況を県ウェブサイトで報告

宮城県災害復興寄附金
東日本大震災みやぎ子ども育英募金
義援金

今後の災害対応に
向けた取組等

「つかり行わなければいけない。そこが足りない」と、問合せの電話があったり無駄な仕事を作ってしまう。今いくらか集まっています、いくら配って残高いくら、という情報をできるだけ早い段階から細かく提供することが必要だと思います」

年度別の義援金受付状況

(単位：円)

年度	義援金受付団体※	宮城県災害対策本部	全体
平成22年度	0	5,504,961,025	5,504,961,025
平成23年度	172,387,675,230	19,527,889,109	191,915,564,339
平成24年度	4,913,097,018	975,768,568	5,888,865,586
平成25年度	3,132,730,000	460,359,865	3,593,089,865
平成26年度	4,520,402,723	308,685,768	4,829,088,491
平成27年度	1,376,412,569	136,875,658	1,513,288,227
平成28年度	1,086,154,596	100,596,893	1,186,751,489
平成29年度	749,032,536	101,295,795	850,328,331
平成30年度	589,947,604	78,989,722	668,937,326
令和元年度	669,116,078	73,550,902	742,666,980
合計	189,424,568,354	27,268,973,305	216,693,541,659

※義援金受付団体…日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団、内閣府
出典：宮城県保健福祉部社会福祉課

事務を行った。市町村では被災証明書の発行業務が膨大となり、義援金の支給対象者の把握に時間を要する事例が見られた。また、対象者の拡大等により事務量が増加することとなった。

社会福祉課職員
「市町村は義援金だけではなく、全ての窓口サービスを行っているので、その苦勞は相当なものです。人が足りないです」
「市町村の方からすれば、県からお金を送られても支給するための人手が足りず、振り込みたくてもできない状況だったと思います」
「県は市町村に義援金を送金していますが、被災した方に配るに当たり、被災証明書の発行されていないなどの理由で、隣の町は配られたのにこちらは配られないという電話もありました。」

災害対応の経験から
学んだこと

宮城県災害復興寄附金
所管を決めておく、専属業務にする
消防課職員
「寄附金の業務は膨大なので、どこかの課が通常業務にプラスして引き受けるのではなく、あらかじめ担当課を決めておく、専属の体制で対応することで、寄附して下さる方のお気持ちがスムーズに復興事業に向かうようにすべきです。宮城県の復興は寄附金に支えていただいているので、しっかりと体制を整えるべきだと思っています」

東日本大震災みやぎ子ども育英募金
複数のルートで寄附できるようにする
子育て支援課職員
「受入れ口座については現状、七十七銀行のみですが、複数のルートで寄附できるように検討しなければいけないと思います」

みやぎ被災者生活支援ガイドブック
被災者の生活支援を目的に
県では、平成23年12月に、お金や住まいのことをはじめとした、被災者が抱える様々な課題に対して広く対応するため、被災者の生活支援に関する各種制度の大まかな内容や問合せ先を掲載した「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を制作した。毎年時点修正を行いながら、積極的に情報発信した令和3年1月まで。

参照
記録誌等
・東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―(宮城県総務部危機対策課平成24年3月)
・東日本大震災―保健福祉部災害対応・支援活動の記録―(宮城県保健福祉部保健福祉総務課平成24年12月)
・東日本大震災(続編)―宮城県の震災6か月後から半年間の災害対応とその検証―(宮城県総務部危機対策課平成25年3月)
・東日本大震災―宮城県の震災後1年間の災害対応の記録とその検証―(宮城県総務部危機対策課平成27年3月)
・宮城県災害復興寄附金についての御案内(宮城県復興・危機管理総務課ウェブサイト)
・宮城県ふるさと納税について(宮城県総務部税務課ウェブサイト)
・東日本大震災に係る義援金の受付状況及び配分について(宮城県復興・危機管理総務課ウェブサイト)
計画・マニュアル等
・宮城県地域防災計画
・宮城県業務継続計画(BCCP)
・宮城県災害義援金配分委員会設置要綱

ました。あの当時、自治体によっては申請に半日以上並ぶケースもありました」
「見込んでいた被災件数に応じた金額を送金していますが、そこから市町村の被災者への対応に時間がかかっています。自治体で随分差がありました」
「4月に配分委員会をやったにもかかわらず、6月中旬まで1回も配られてない市町村もありました。すごいクレームがきました」

ふるさと納税

決済システムの変化への対応が必要

税務課職員
「今後、様々なツールで寄附をしていただく方が増えてくると思います。今はキャッシュレス化が進んできていますので、その準備が整わないと寄附を希望される方が「じゃあ、(寄附を)やめる」となってしまいう可能性がります。担当する限りは、事前にいろいろな可能性があることを平時から調べておいて、新たな方法として使えるものはどんどん広げていく、そういう準備をしたほうが良いと思います」

義援金

被災直後は迅速に、その後のきめ細かく配分する

社会福祉課職員
「沿岸部もあれば、内陸と都市部もあり、被災者の世帯構成や地域性が大きく違います。その中で、発生直後は迅速に配分し、被害の詳細が明らかになるにつれて細かくという方法をとったことは良かったと思っています」

配分のバランスが重要

社会福祉課職員
「岩手県は1件当たりの配分額が区分によっては宮城県の倍以上ということもあって、「なんで岩手はそんなにもらっているのに宮城はこれしかもらえないんだ」というお電話もあり、被災者数とお渡しする義援金の額を総合的に考える必要があると感じました。幸いにも何百億というお金が集まったので、今回このような配分ができましたが、規模と配

分のバランスが重要だったと思います」

市町村のサポートを意識する

社会福祉課職員
「初動は県が動いても、いずれ市町村を通しての配分になるので、市町村の支援、サポートをいかにするかだと思います」
「市町村でも配分まで時間がかかっているのをお待ちください」という電話対応はありました。そのときの状況を見極めて市町村が困らないようにと心掛けていました」

ワンストップでの対応が必要

社会福祉課職員
「被災されている方は当然、義援金のことだけを聞きたいわけではないです。様々な課題を抱えた被災者からの問合せがありました。当時、宮城県ではワンストップの窓口は設置していませんでした。(県の業務は)どうしても縦割りの仕事が多いですが、経験を重ねていくといろいろな業界、他の部署の仕事が見えてくるので、県民や被災者の方に「こういう制度もありますよ」とか、「こういうことは大丈夫ですか」といったプラスの問いかけができれば、もう少し距離が縮まると思います。災害のとき、特に被災者の方は何を聞いたらいいのかも分からないから問い合わせるといいうこともあると思います。そういう案内をこちらから行うために日頃から勉強をしておく必要があると思います」

透明性のある情報公開をする

社会福祉課職員
「一般の方や寄附をして下さった方、被災された方に対する透明性のある情報公開をし



後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの

